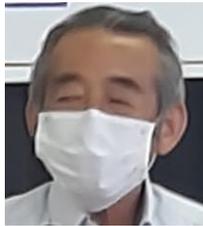


2025年は結成10周年 働く者の権利を守るため 団結してがんばりましょう

CU三多摩地本執行委員長宮田清志

仲間の皆さん お正月はいかがお過ごしでしたか。去年は元日に能登半島での大地震、二日には羽田空港でのJAL機と海上保安庁の飛行機の衝突事故と大きな災害や事故が発生し、不安な気持ちで明けました。さらに、夏には能登で豪雨災害が発生し、九州では南海トラフ地震を予感させる地震もありました。自然災害の怖さを改めて実感し、災害復興の遅れに国民の怒りが大きくなっています。



政治の面では、自民党の裏金問題が暴露され、去年行われた衆議院選挙では、自民党の裏金議員たちが多く落選し、少数与党となり、政権運営も厳しい状況となりました。

今年は都議選と参議院選挙が行われます。投票に行き、自分たちの意志が達成できる年にしたいですね。

今、弱い立場の人々には、セクハラやパワハラや雇止めなど、厳しい時代になっています。そんな中、暮れには嬉しいことがありました。『朝日生命の障がい者雇止め事件』が労働審判で勝利和解となったことです。本人のがんばりや代理人の弁護士の方々の的確な指摘。そして、当組合事務局の一体となった取り組みにすごく感動しました。

今年はCU三多摩が生まれて十周年になります。八月の定期大会で、皆さんと一緒に祝いしたいと計画しています。

今年も健やかに暮らせるようがんばりましょう。



新春旗びらき・ 朝日生命障がい者雇止め事 件勝利報告の集い



1月19日、北多摩西教育会館において、CU三多摩地本の新春のつどいが開かれました。

つどいには、来賓として、CU東京本部、八王子合同法律事務所、三多摩労連、東京土建一般労働組合の支部代表、前進座の黒河内雅子さん、日本共産党の吉良よし子参議院議員、原のり子都議会議員、宮本徹前衆議院議員などが参加し、ご挨拶を頂きました。また、前顧問弁護士の塚本さんも駆けつけてくださいました。



来賓あいさつで佐藤義見本部執行委員長が朝日生命事件でのCU三多摩の取り組みを評価し、八王子合同法律事務所の尾林弁護士は、



代理人として闘った「朝日生命事件」の労働審判について、裁判官もNさんの状況をよく理解していたようだと語り、相手方には「組合の皆さんが申立人を応援して頑張ると言っていますよ」と伝え、傍聴人の数も審判員に良い判断材料になったようだと、勝利和解に導いた要因を話されました。



吉良よし子参議院議員はブラック企業を告発し、働く人々の処遇改善に力を尽くしてきたこと、労働法制の規制緩和を許さず、皆さんと共に労働者の権利が守られるよう頑張りますと、夏の参議院選挙への意気込みを語りました。



原のり子都議会議員も、都民の運動が都政を動かし、給食費の無料へ道を開いたと話され、都議選への決意を述べました。

東京土建の多摩西部支部の清水委員長、八王子支部の山田副委員長、三多摩労連の菅原副議長からもご挨拶を頂きました。



そのご、北村書記次長が朝日生命事件の組合としてのまとめを行い、当事者からもお礼のあいさつがあり、会場に大きな感動を与えました。当事者のNさんは各テーブルを回り、団体の代表の方々に直接お礼の言葉を伝えました。



前進座の女優黒河内雅子さんは江戸小話を語ってくださり、つどいに華を添えてくださいました。

労働審判の勝利と多くの来賓の方々の激励の言葉に大いに元気になるつどいになりました。(写真は前頁上から佐藤委員長、尾林弁護士、吉良よし子参議院議員、原のり子都議会議員、Nさん、女優の黒河内雅子さん)

労働審判の勝利と多くの来賓の方々の激励の言葉に大いに元気になるつどいになりました。(写真は前頁上から佐藤委員長、尾林弁護士、吉良よし子参議院議員、原のり子都議会議員、Nさん、女優の黒河内雅子さん)

朝日生命の障がい者雇止め事件 労働審判で勝利和解成立



朝日生命の障がい者雇止め事件は、2024年12月25日、立川地裁で行われた第一回審判で、勝利和解が成立しました。

『朝日生命の障がい者雇止めを撤回させる会(撤回させる会)』に加入し、また募金を寄せてくださった皆さん、ご支援 本当にありがとうございました。

110を超える個人・団体が「会」に参加

撤回させる会には110を超える個人・団体

が参加しました。

24年9月30日の労働審判申し立て、CU三多摩地本の執行委員と組合員を中心に10月に撤回させる会を立ち上げ、上部団体のCU東京本部始め東京地評やCU各支部及び組合員、東京土建三多摩地域の支部及び組合員の皆さんなどに支援を呼びかけ、さらに当事者の地域でも大きくその輪が広がりました。会の申込書には、「労働者として許せない」「障がい者の働く権利を守るために一緒に頑張ろう」などのたくさんの励ましと連帯の言葉が書かれていました。そして、会費や募金も闘争を支える費用を賄える規模で寄せられました。

審判当日、多くの支援者が傍聴に

12月25日の審判当日、立川地裁には撤回させる会の呼びかけに、10名を超える支援者が駆け付け、行方を見守りました。実際には傍聴はできなかったのですが、当事者であるNさんへの励ましと、相手方へのプレッシャーになればと参加した方々でした。

審判は難航しているかに見えたそうですが、代理人である尾林・白神両弁護士が、準備書面で完膚なきまでに見事な論建てをし、Nさんの働く権利、ひいては障害を持つ人々を雇い続けるための努力を怠った朝日生命の非を明らかにし、Nさんの後ろには労働組合が控えていること、今後も彼女を応援し続けることを強調し、和解に追い込んだものです。

勝利和解は あきらめなかった当事者と 労働組合と支援を広がってくださった 仲間の成果

当事者のNさんは、働きたいという思いを実現するために、会社の理不尽な就労拒否に対し、一人で闘ってきました。そして、雇止めとなって、やっと労働組合につながりました。

朝日生命との団体交渉でも、ただ一つ、「働き続けたい。解雇は撤回してください」ということのみを要求してきました。その願いを一顧だにせず、拒否してきたのが朝日生命でした。

Nさんのこのあきらめない気持ち、「私は働く権利がある」と信じてがんばった行動が、勝利の要でした。

また、労働組合では、これまでも障害を持って働く人々の相談に乗り、団体交渉を重ねてきました。組合はこのNさんの闘いが、障害を持った人々が、障害のない人々と共に働き続けるために、雇用した企業が障害のある人への『合理的配慮』をするべきだと義務付けた、『障害者雇用促進法』の確実な実行を求める闘いだと位置づけ支援をしてきました。

詳細は、組合のニュース1月号に掲載しました。また、組合のホームページにも掲載していますのでご覧ください

報告集会開催のお知らせ

撤回させる会ではこの闘いのまとめとして、別記のように 報告集会を行います。ぜひご参加いただき、代理人として共に闘ってくださった尾林・白神両弁護士のお話もお聞きいただければと思います。

日時 2月9日(日)午後2時開会

場所 マロンホール(東小金井駅開設記念会館)

JR中央線東小金井駅南口徒歩五分

○車椅子での参加も可能です。

会館電話番号 0422-30-0660

開館住所 小金井市東町3-7-21

2024年度

第3回執行委員会開催

新春のつどいに先立ち、三多摩地本の第3回執行委員会が開催され、冒頭、労働組合の今後について、都留文科大学名誉教授の後藤道夫氏が『実質賃金 長期大幅下落の背景と労働組合運動』と題して講演を行いました。以下要旨を掲載します。



(講演する後藤道夫先生)

1、なぜ実質賃金は低下した？

2024 春闘で大企業の賃金が上がった。しかし、大元の賃金は上がっていない。実質賃金低迷の

原因はどこにあるか。

①パート労働を推進する労働管理構造にある

毎年最低賃金が上がるが労働構造が、パート就労激増で賃金が上がらない構造となっている。

給与の統計では、1997年を100としたとき、パートの給与は2023年で101.3%へと微増だが、フルタイムの給与総額は94.7%に減っている。

フルタイム労働より、パート労働の比率が高く、賃金が上がらない構造に。

②男女の賃金格差が解消されない

女性労働が、家計収入の不足を補う働き方にシフトさせられてきた結果、賃金格差も縮まらず、全体の賃金の低さが改善されてこなかった。

③労働運動の低迷も原因

戦後賃金闘争はストライキも含めて闘われてきた。しかし、1974年350万人が参加したストライキは2022年度には1000人に満たない。

中曽根臨調行革以後保守が強くなり、資本独裁の状況が続き、労働運動を押さえつけてきた。これに鉄鋼労連や自動車労連など大手の労働組合が屈服。

さらに、非正規雇用がふえ、労働組合への組織率も低迷してきた。賃金闘争で、ストライキもなく、徹底して闘う労働組合がないことが賃金が上がらない構造を許している。

④最低賃金とは何か

最低賃金は、人ひとりが普通に生活し、働き続けられる賃金水準であるべき。労働運動が最低賃金1000円を求めてきたことは重要である。しかし、今それでは暮らせない。1500円を求め運動があるが日本全国一律最賃も重要な労働運動の課題である。

一回転ドアにも意義がある

講演の最後に、後藤先生は私たちの組合の抱える悩み、困難が解決したら組合を脱退する『一回転ドア』状況について、各労働組合で戦略が必要だが、「意味はある」と話されました。

団体交渉をして最もいいのは「職場に残ること」、次に職場は退職しても「組合には残ること」。つまり、つながりは残るということは決して無駄ではないと力説。

そして、今労働者が置かれている困難の原因がどこにあるのか、どうしたら変えられるのか

など、若者たちが社会問題として学び、行動することで社会化でき、同じ困難を抱える人たちが集まり、繋がってくることも可能になると、希望も話してくれました。

労働運動の新しい担い手は、労働組合の経験者だけではない。アルバイトで働く大学生や大学院生たちが自分の職場で賃金引き上げの闘いを始めている。そこに労働運動の新しい担い手を求めることも必要ではないかとの提言もありました。



CU三多摩地本 “25年1月執行委員会報告より”

1、情勢の特徴

衆院少数与党の下で臨時国会 補正予算—自公維国が賛成

石破内閣の2024年度補正予算案が一部修正の上、自民・公明両党と、日本維新の会、国民民主党の賛成で衆院を通過。審議入りからわずか4日間での採決です。

総選挙の結果、自公が衆院で過半数割れし、与党単独では補正予算案を通すことはできませんが、国民民主と所得税の課税最低限である103万円の引き上げなどで合意し、国民民主が補正予算案の賛成に回りました。

補正予算案とは関係のない103万円の引き上げと補正予算の成立を取引した形ですが、課税最低限度額では一致点が見出せていません。一方で、補正予算は半導体企業に1腸炎を投入。

企業・団体献金の禁止は先送り

「政治とカネ 裏金問題」を受けた政治改

革関連法案をめぐって自民、立憲民主両党は使途公開が不要な「政策活動費」を全面廃止することで合意。一方、政治資金規正の本丸である企業・団体献金の禁止については、3月末までに「結論を得る」として先送りにしています。

2、自民党と議会でも裏金 議員の懐に？

日本共産党の新聞赤旗の2023年11月の報道から、都議会自民党も裏金を作っていたことが判明。自民党と議会の職員が書類送検されました。

パーティー券は1枚2万円、都議会自民党は所属する都議1人当たり100枚200万円の販売ノルマを設定。ノルマの半分を納めれば後の半分は納めなくてもよいと、都議側に配伝えていました。1月26日号の赤旗日曜版では、都議が自分の懐に入れた可能性も。今夏の都議選への影響は大きいとみられます。

3、労働問題

【労働基準関係法制研究会が適用除外示唆】

厚労省の労働基準関係法制研究会が報告書(案)を発表。これまで同研究会で強調されてきた「適用除外」という表現は避けつつ、「法定基準を調整・代替する」として36協定の締結や裁量労働制の適用の容易にする「過半数代表者」の法整備を提起しました。

複数事業場での労使協定の一括手続き明確化を提起。一方、残業上限の見直しは、過労死ラインの「月100時間未満」の引き下げ見送りました。

経団連は労働時間規制を緩和することに歩調を合わせて、非定型的な業務を行うホワイトカラーを対象に、労働時間ではなく成果で評価や処遇を決める新たな労働法制の創設を提言。現在も「裁量労働制」などがあるが、あくまで労働時間規制の例外とされ、活用が進んでいないと指摘し、新たな労働法制は「例外」ではなく、労働時間の規制外しをいっそう進めることを求めており、労働組合のノーを突き付ける活動が求められています。

メールアドレス登録のお願い 郵便料金の値上がりに伴い、郵送しているニュースをメール配信します。メールでもいいと思われる方は組合のメールアドレスまで、登録をお願いいたします。組合アドレス cu3tama@abeam.ocn.ne.jp です。すでにご登録済みの皆さんありがとうございます。インターネット環境がない方には郵送しますのでご安心ください。